

## 商法計算規定の形成

CHIBA, Junichi / 千葉, 準一

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

77

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

97

(終了ページ / End Page)

124

(発行年 / Year)

2009-06-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004880>

**【研究ノート】**

# 商法計算規定の形成

千葉 準 一

## 1. はじめに

明治前商法期における主要先行株式会社の会計（報告）実務は、英国の会計実務の圧倒的な影響の下に、その日本的な変容の過程を経ながらも、形成された。

ところが、その後の商法計算規定を中心とする法制は、こうした会計実務との相互関連を当面は意識することなく、独自に形成されていくことになる。

前稿では、日本の近代化が「モザイク的」近代化であったことを指摘した。会計制度においても、実務と法制との「モザイク的」な近代化過程がみられ、両者の乖離現象が生ずることになる。本稿では、こうした問題について検討していく。

## 2. 『旧商法』の計算規定

### ヘルマン・ロesslerによる商法草案の起草

不平等条約撤廃等の目的から、法制の欧米化を推進した明治政府は、商法の領域でも明治14年（1881年）、ドイツ、エアランゲン大學教授として

のキャリアを有していた法学士、H.ロessler（Karl Friedrich Hermann Roesler）に商法草案の起草を命じた。明治15年4月には、そのため、太政官に商法編纂局が設置された。

『商法草案』（Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan）は明治17年に脱稿し、その訳書は『ロessler氏寄稿商法草案』として司法省から刊行された。それは法律取調委員会の審議に付された後、明治23年に元老院の議決を経て、同年4月26日付官報で法律32号として公布された。これが『旧商法』とか『原始商法』といわれるものである。

『旧商法』は全文1,064条から構成され、第一編「商ノ通則」・第二編「海商」・第三編「破産」の三編から成る。こうした編成はフランス法系に属するが、規定の実質はロesslerの母国、ドイツ『商法』にならっている。

なぜこの法律が「旧」商法とか「原始」商法といわれるのは、以下の理由による。すなわち同法は、公布時には明治24年1月1日から施行されることになっていたのであるが、その後、同法が外国法を模倣して日本固有の商慣習を顧慮せず、また当時、フランス人ボアソナード（Boissonade）<sup>2)</sup>起草の『（旧）民法』との相互関連も充分でないという理由から、その施行を延期して修正を加えるべきであるという議論が巻き起こり、明治26年1月1日までその実施が延期されることになったからである。

明治25年の第三回帝国議会において、『旧商法』は『旧民法』と共に明治29年末まで施行延期されることが議決されたが、急速に実施する必要がある第一編第6章「会社」、同12章「手形」、第三編「破産」の部分のみは、明治26年1月1日から施行され、明治15年に制定された『為替手形約束手形条例』は廃止された（大隅, 1957:18-19）。

### 日本で最初の商法計算規定

日本で最初の法律学上の企業会計規定、すなわち商法計算規定は、『旧商法』第一編「商ノ通則」と同第6章「会社」の部分にみられる。

まず「商ノ通則」（総則）での規定は、以下の通りである。

「第32条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三个月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産、不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品、債權及ヒ其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場価値ヲ付ス弁償を得ルコトノ確ナラサル債權ニ付イテハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス」(ルビー引用者)。

続いて同第6章「商事会社總則」・第3節「株式会社」の第192条では、まず監査役の職分として、計算書類を検査し、その結果を株主総会に報告する義務が規定された。

第200条では、次に取締役の責務として、計算書類と監査役報告書を、毎年少なくとも一回以上開催されるべき株主総会に提出して、決議されるべきことが規定された。

また第218条では、会社が毎年少なくとも一回は計算書類を作成し、監査役の検査を受けて株主総会での認定を得た後、その財産目録と貸借対照表を公告する義務が規定された。

以上の三つの条文にみられる計算書類の名称と順序は、以下の通りである。

- 1 計算書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 事業報告書
- 5 利息又ハ配当金ノ分配案

『旧商法』には、それ以後にはみられなくなる「計算書」という書類が含

められている。これは一体何か。貸借対照表と並ぶ主要な計算書類である損益計算書であろうか。それならば、財産目録や貸借対照表に先立って冒頭に掲げられているのはなぜか。

この問題を考察する前提として、まず『旧商法』における「貸方」・「借方」の原義の問題と、当時の貸借対照表という用語が今日の意味でのBalance Sheetであったのか否かという問題から出発する必要がある。

### 『旧商法』における「貸方」・「借方」の原義

明治6年の『帳合之法』や『銀行簿記精法』においては、イタリア式複式簿記法における正統的な借[方](Debit)・貸[方](Credit)の訳語が充てられた。

いうまでもなくこの用語法は、相手を主語として自分に対する関係(「Mr. Aは私に対して借方または貸方である」)を表現する手法である。しかしこうした用語法の日本への導入の際には、かなりの混乱がみられたのである。

『旧商法』における「貸方」・「借方」の用語法は、前掲第32条の規定(「貸方借方の対照表」)にもみられるように、当時まで簿記書や会計実務で徐々になじみ深いものとなりつつあった正統的なイタリア式複式簿記の「借方」・「貸方」の用語法とは全く異なったものであった。そこでは、日本で伝統的な、自分を主語とする場合の「貸方」(債権や資産)・「借方」(債務や負債)と同義語に用いられているのである。こうした用語法は、第三編「破産」の部第1,019条や第1,050条等々にもみられる。

「第1019条 管財人ハ財団ニ属スル破産者ノ貸方(積極財産-引用者)ヲ取立テ及ヒ破産者ノ権利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス」

「第1050条 ……債権者ニ損害ヲ被ムラシムル意思ヲ以テ貸方財産(積極財産-引用者)ノ全部若クハ脱漏シ又ハ借方(消極財産-引用者)現

額ヲ過度ニ掲ケ商業帳簿ヲ毀滅シ若クハ偽造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ処ス」(ルビー引用者)。

久野秀男によれば、actifを貸、passifを借と訳した事例は、明治8年5月司法省蔵版『ブスケ氏仏国商法講義』にもみられ、明治20年8月司法省編『ブーフ仏国商法略論』では、dettes actives(債権)を「能働・貸方」、dettes passives(債務)を「所働・借方」と訳している例もあるといわれる(久野, 1965:21)。

### 当時の日本における貸借対照表はBalance Sheetではない

次に、明治6年から20年頃までの簿記書の中には、英語のBalance Sheetを貸借対照表と訳したものはひとつもなかったことに注意する必要がある。福沢の『帳合之法』で、Balance Sheetは「平均表」と訳されており、A.シャンドの『銀行簿記精法』において今日の貸借対照表を意味する「身代及ヒ負債ノ抜書」の原語は、「Abstract of Assets and Liabilities」であった(高寺, 1967:31)。

実務界においても、主要先行会社の『営業報告書』で、今日の貸借対照表に相当する計算書は「実際報告」(第一国立銀行, 第五国立銀行, 三井銀行, 安田銀行)とか「実際報告表」(横浜正金銀行, 日本銀行)とよばれていた例が多く、また「資産勘定書・負債勘定書」(郵便汽船三菱会社)や「資産負債勘定表」(日本郵船会社)とよばれていた例もある。少なくとも「貸借対照表」という名称を用いていた例は、ほとんどない。

すでに前章で述べたように、当時の英国においてもBalance Sheetは、今日の貸借対照表(The Statement of AffairsとかAbstract of Assets and Liabilities等)と損益計算書(損益+利益処分計算書, Profit and Loss Account)から構成される計算書類の総体を意味していたのであり(千葉, 1987a,b), 英国で計算書類体系が、今日の意味でのBalance SheetとProfit and Loss Accountから構成されるようになるのは、1910年代中葉から1920

年代にかけてであった（千葉, 1991）。

### 貸借対照表という用語は『旧商法』形成過程での造語

明治6年から20年頃までの簿記書や会計実務に、今日的な意味での貸借対照表という用語がほとんどみられなかったという事実は、『旧商法』で登場する貸借対照表という用語が、はたして今日的な意味での貸借対照表であったのか否かという問題を提起する。

すでに述べたH.ロesslerが起草した『ロessler氏寄稿商法草案』第33条は、以下の通りであるが、ここにも貸借対照表なる用語は現れない。

「第33条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎翌年三月以内ニ動産不動産ノ総目録并ニ貸方借方ノ比較表（eine Bilanz seiner Activen und Passiven）ヲ製シ両ナカラ別冊ノ帳簿ニ記入シテ書名スヘシ

財産目録及ヒ比較表（Bilanz）ヲ製スル時ハ総テノ商品及要求権利并ニ其他総テノ財産物件ニ当時ノ相場又ハ時価ヲ附スヘシ弁償ヲ得ル事ノ<sup>たし</sup>慥カナラサル要求権利ニ在テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記シ又到底損失ニ歸スヘキ要求権利ハ全ク記スヘカラス」（司法省訳, 1884:ルビー引用者）。

高寺貞男によれば、ロessler『草案』にみられた「貸方借方ノ比較表」と「比較表」が、「貸方借方ノ対照表」と「貸借対照表」へと改訳されたのは、明治18年2月6日の商社法第一読会第48回であった（高寺, 1967: 37-40）。

すなわち、貸借対照表という用語は、明治10年代後半にきわめて精力的におこなわれた商法編纂過程において、当時「資産負債表」等として簿記学者や実務界でかたまりかけていた慣行を無視して、ドイツ語のBilanz seiner Activen und Passivenという用語を訳した法文上の用語として造語されたものであった（岡田, 1931:58）。

しかしドイツ語の訳であれば、なぜ「借貸」対照表ではなく「貸借」対照表とされたのか。この点に関して高寺は、資産と訳されるべきAktivenを貸方と訳し、負債と訳すべきPassivenを借方と訳す用語法は、明治8年下半季以降に各国立銀行が大蔵省の指導の下に作成・報告したイギリス式(the English form)「実際報告」上でいくらかでも見出される。明治14年に始まる商法編纂過程において、独仏から企業を主格とする積極財産－消極財産を意味するAktiva-Passivaが導入された際、すでに日本の公表会計で使用されていた統一用語をそのまま借用し、前者に「貸方」または「資産権利」、後者に「借方」または「負債義務」という訳をつけたとしても、決して不思議ではない。またここに、日本におけるイギリス式と大陸式の接合がみられる、と述べている(高寺, 1967:44-48)。

### 「計算書」の内容

それでは「計算書」の内容は何であろうか。

明治31年に法典質疑会から『商法修正案参考書』が出版されている。作成・執筆したのは、現在の日本『商法』の母法である明治32年『商法』の原案審議を任務とする「法典調査会」の起草委員補助として実務を担当した志田金甲太郎と加藤正治である。ここでは「計算書」について、次のように述べられている。

「現行商法(『旧商法』一引用者)第二百十八条ニ於テハ単ニ計算書ト曰フト雖モ損益ノ計算書ヲ指スモノナルコト疑ヲ容レサルヲ以テ本案ハ之ヲ改メテ損益計算書ト為シタリ」(ルビー引用者)。

これ以来、『旧商法』における「計算書」は、今日の意味での損益計算書を指すと、一般には考えられている。

しかしながらこの論述は、認識がめまぐるしく変化した『旧商法』(明治23年) 当時から10年近くの時を経てなされたものである。『旧商法』の条



文規定の言葉遣いや条文構成から推論して、『旧商法』作成の担い手と明治32年新『商法』の担い手との間に、大きな断層があった（久野, 1976: 97-101）ことを考慮するならば、完全には同意できない。

またこの論述は、何故に「計算書」が財産目録や貸借対照表をとび越えて、先頭に位置していることについても、十分な説明にはなっていない。

安藤英義は、詳細な法制史研究によって、この「計算書」について以下のような見解を披露している。

すなわち「計算書」の系譜はドイツ商法のみならず、オランダの1838年『商法』にまでさかのぼる。そこでの「計算書」(rekening)には利益計算以外に取締役の一期間の顛末報告が期待されていたために、監査規定にも現れていた。その後、ドイツ法では「計算書」(Rechnung)による顛末報告と、貸借対照表による利益計算という分業が生じ、1857年『プロシャ商法草案』においては、ドイツに伝統的な貸借対照表中心の決算・監査体系と、オランダ商法以来の「計算書」中心の決算・監査体系との衝突がおこった。やがて、監査規定の中で生き延びてきた「年次計算書」(Jahresrechnung)は、「損益計算書」への変化の過程で、顛末報告という本義が忘れられ、利益計算指向の状況報告が強調されて、監査規定からも次第に駆逐されていった、というのである（安藤, 1980）。

こうした系譜を有する「(年次)計算書」は、ドイツ商法の監査規定では長らく中心的な存在であり、常に他の計算書類の先頭に位置していた。安藤は、日本の『旧商法』でも、「計算書」の先頭位置が最初に登場する第192条の「監査役・の規定」の段階で、ドイツ法を継受して確立され、その後の第200条と第218条は、この第192条の順序をそのまま受け継いだに違いない（安藤, 1980:58）と主張している。

また長久保如玄は、H.ロesslerが母国ドイツにおける当時の1861年『普通ドイツ商法典』前後の商法改正に関する情報をほとんど入手していたことから、明治20年（1887年）10月に再出発した「法律取調委員会」に『第二草案』を提出した可能性について探究している。法務省付属図書館の

『明治期記録資料』には、この『第二草案』ともいべきものの一部が第二次大戦による戦災のために焼失していることが記録されている。この『第二草案』（法律原案）に、ロesslerが「計算書」（Jahresrechnung）を追加・挿入した可能性は否定できないと述べる（長久保, 2000:411-3）。

### 「動産不動産ノ總目録」と「貸方借方ノ對照表」の解釈

他方、『旧商法』における「財産目録」や「計算書」については、今日必ずしも定説として確立しているわけではないものの、久野秀男の以下のような興味深いとらえ方がある。

再度、『旧商法』第32条を示すことにする。

「第32条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三个月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ每事業年度ノ終ニ於テ<sup>●</sup>動産、<sup>●</sup>不動産ノ<sup>●</sup>總目録及ヒ<sup>●</sup>貸方借方ノ<sup>●</sup>對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ<sup>●</sup>財産目録及ヒ<sup>●</sup>貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品、<sup>●</sup>債權及ヒ其他總テノ<sup>●</sup>財産ニ當時ノ相場又ハ市場價值ヲ付ス弁償を得ルコトノ確ナラサル債權ニ付イテハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス」（上点一引用者）。

また、第192条は以下の通りである。

「第192条 監査役ノ職分ハ左ノ如シ

第1 取締役ノ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ且總テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整を検出スルコト

第2 <sup>●</sup>計算書、<sup>●</sup>財産目録、<sup>●</sup>貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ検査シ此事ニ關シ株主總會ニ報告ヲ為スコト」（上点一引用者）。

久野によれば、条文を素直に読む限り、第32条前半（第1項）にある「動産、不動産ノ總目録」と「貸方借方ノ對照表」は、それぞれ同条後半（第2項）の「財産目録」と「貸借對照表」に対応している。従って、本条での「財産目録」に記載されるべき事項の範囲は、動産・不動産に限定され、物権以外の債権は含まれないことになる。

しかし同時に、後半（第2項）には債権を含む評価規定が示されており、同条の「總テノ財産」には、動産・不動産の外に、債権と、評価問題が生じない債務も、当然に含まれると解される。また前章で述べたように、当時の「貸借對照表」という用語は、とりわけ会計実務の領域では、ほとんど使用されてはいなかった。

こうした状況を勘案して久野は、この第32条は、少なくとも、今日に続く明治32年『新商法』以後のような「財産目録とその『摘要表』としてのいわゆる『貸借對照表』の作成を命じたものではない」（久野、1965: 21-4）。それ故、『旧商法』第32条の「貸方借方ノ對照表」＝「貸借對照表」は、動産・不動産以外の「債権（貸方）・債務（借方）の對照表」ではなかったかと主張するのである。

すなわちここでは、今日の意味での財産目録が、『旧商法』第32条における「動産、不動産ノ總目録」と「貸方借方ノ對照表」の双方によって構成されることが主張されている。それならば、財産目録以外の計算書類についてはどうなるのか。

久野の解釈は、これらと連動する『旧商法』の「計算書」に対しても向けられる。『旧商法』を司法省が英訳した明治26年（1893年）12月出版の『英文商法』では、この「計算書」に対して、第192条と第200条では「the accounts」、第218条では「a statement of account」という訳語が充てられている。

訳語が一定しておらず混乱がみられるものの、重要な第192条と、また第200条における「the accounts」という複数形の訳語は見逃せない。‘the accounts’は、今日に至るまで英国においては「計算書類」・「財務諸表」

を意味する用語である。

この事実から久野は、第192条を中心とする「計算書」は、計算書類、すなわち今日の意味での貸借対照表と損益計算書を意味する用語であったと推察する。他方、『旧商法』における「財産目録」と「貸借対照表」は、それら双方で完全な意味での財産目録を示すものであったと解釈するのである（久野, 1965: 77）。

久野の主張は、定説にまで至っているとはいえないものの、当時の会計制度における大陸式とイギリス式の接合という観点からも、極めて興味深い内容を含んでいる。

### 3. 『新商法』計算規定の形成と展開

#### 『旧商法』の一時的な全部施行

明治政府は、「法典調査会」を設け、梅謙次郎・岡野敬次郎・<sup>たなべかおる</sup>田部芳の三人に民法、商法の修正案の起草に当たさせた（志田金甲太郎・加藤正治が補助）。その作業は明治29年末までには作業が完了しなかったため、『旧商法』の全部施行はさらに明治31年6月30日まで延期された。

その後、『商法新草案』が成立し、明治30年の第11回帝国議会上に提出されたが、衆議院の解散に会い、さらに第12回帝国議会も解散されたため、明治31年7月1日から翌明治32年6月15日まで約1年間弱、『旧商法』が全部施行されるという意外な結果となった（大隅, 1957:19）。

#### 『新商法』計算規定の形成

「法典調査会」が起草した『商法新草案』は、『旧商法』が一時的に全部施行されたため『商法修正案』として明治32年の第13回帝国議会上に提出された。その後、同議会を通過して、同年3月9日法律第48号として公布され、同年6月16日から施行された。これが今日の日本商法の母法（『新商

法)である。このことで『旧商法』は、第三編「破産」を除いて全部廃止された。

明治32年『新商法』は、全文689条から構成され、第一編「総則」・第二編「会社」・第三編「商行為」・第四編「手形」・第五編「海商」からなる。手形法を包含する点を除いては、概ねドイツ商法に範をとっていた(大隅, 1957:19)。

『新商法』第一編「総則」における計算規定は、以下の通りである。

「第26条 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ  
対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ  
時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス  
財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調整ノ時ニ於ケ  
ル価格ヲ附スルコトヲ要ス」(上点一引用者)。

「第27条 年二回以上利益ノ配當ヲ為ス会社ニ在リテハ毎配當期ニ前条  
ノ規定ニ從ヒ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」

ここでは、すべての商人が、少なくとも毎年一回、すべての財産に関する財産目録と、今日的な意味での貸借対照表を作成すべきことが要求された。またその評価に関しては、『旧商法』第32条後半(第2項)同様に、時価が付されるべきことが要求されている。

次に、株式会社を作成すべき計算書類は、第二編「会社」の第四節「会社ノ計算」の部分にみられる。

「第190条 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役  
ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 事業報告書

#### 四 損益計算書

#### 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ関スル議案」

この規定は、「事業報告書」がその後「営業報告書」という名称に変更され、また昭和49年（1974年）の商法改正で財産目録が削除されたという点を除けば、今日にまでつながる商法・会社法計算規定の計算書類体系として、容易に理解することができる。

#### 明治44年の『商法』改正

『新商法』はその施行後10年を経て、明治44年（1911年）に改正され、同年10月1日から施行された。これは商法典の全編にわたる200条を超える大改正であった。その理由は、『新商法』施行後に明らかになった規定上の不備を整備することに加え、日露戦争後の事業熱の勃興から生じた泡沫会社の濫用を取り締まる必要性や、海難救助に関する統一条約案の趣旨の導入の必要性が認識されたためである。

この改正法も、主としてドイツ法にならったもので、明治商法のドイツ法系の色彩は一層濃厚となった。なお『旧商法』第三編「破産」の規定のみは『新商法』施行後もその効力を有したが、大正12年1月1日施行の『破産法』によって廃止された（大隅, 1957:20）。

こうして大改正された明治44年『商法』は、その後昭和13年（1938年）の商法改正まで27年間、一度も修正されることなく、大正から昭和初期に至るまでの日本資本主義の展開のための法的基礎を提供したのである。

計算規定における、重要な改正は以下にみられる。

「第26条 財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調整ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス」（上点,引用者）。

この改正で、『旧商法』や『新商法』にみられた「時価主義」から「時価以下主義」への転換がはかられた。

「時価以下主義」とは、時価が原価より下回る場合には必ず時価まで評価を切り下げると共に、時価が原価を上回る場合には原価のままでもよいが時価を超えない範囲での適当な金額まで評価を切り上げてよいという、一種の混合基準（mixed value）である。

純粹の「原価主義」は、時価が原価を下回る場合でも、必ず原価のまま表示し時価評価を許さないという基準である。他方、「時価主義」は、時価が原価を上回る場合には原価のままを許さず必ず時価まで評価を切り上げなければならないという基準である。こうした点で、「原価主義」と「時価主義」は、この「時価以下主義」とは異なる。

この「時価以下主義」はその後、「低価主義」との併用で「原価主義」を導入した昭和49年の改正に至るまで、実に63年間、商法計算規定の評価基準として継承されることになる。

### 「正規の簿記の諸原則」概念を盛り込めなかった明治『商法』

しかしながら、ここで明治期商法計算規定の重要な問題点について指摘しておかなければならない。

それは、日本商法がドイツ商法の影響を強く受けたにもかかわらず、ドイツ商法計算規定の金科玉条ともいべき中心概念である「正規の簿記の諸原則」概念を導入することができなかったという点である。

1897年のドイツ帝国『商法』は、会計帳簿および決算書の作成における準拠基準として、「きちょうめんなる商人の慣習」（Gepflogenheiten sorgfältiger Kaufleute）という表現を『政府草案』（1896年）では用意していたが、帝国議会における審議の結果、現在までに至る「正規の簿記の諸原則」（Grundsätze ordnungsmässiger Büchführung、通称GoB）という不確定法概念を最終的に採用した。

ドイツ商法の「正規の簿記の諸原則」（GoB）は、「公正なる会計慣行」

を意味する包括的な概念であり、会計帳簿および決算書が、時代毎に変わりうる動的で不確定な「公正なる会計慣行」に従って作成されるべきことを規定するための中心概念である。

一見、ドイツ『商法』は、厳格なる概念構成からのみからなる成文法であると考えられている。しかしここでは「民族伝来のゲルマン法（慣習法）」の長所をたくみに生かし、『正規の簿記の諸原則』のような不確定法概念を用いることによって、成文法主義の欠陥を補正するという見事な『知恵』（長久保，1998:127，上点-引用者）がみられるのである。

だが日本の明治期商法は、こうした1897年ドイツ『商法』のGoB概念導入の事実を、恐らくは知っていたと想われるにもかかわらず、明治32年（1899年）の『新商法』制定や、また明治44年（1911年）の『商法』大改正の際にも、ドイツ商法計算規定の中心概念である「正規の簿記の諸原則」概念を導入することはなかったのである。

長久保如玄（1998）は、その理由として、当時の日本には、社会的な規模での「公正なる会計慣行」が存在しなかったことに加え、当時またはその後の商法学者が、後に述べる田中耕太郎を除き、余りにも企業会計（学）について無理解であったことを示唆している。

その後の日本の制度会計において「正規の簿記の原則」＝「公正なる会計慣行」概念は、まず社会的規範のレベルでは、昭和24年（1949年）の『企業会計原則』一般原則の二に表れる。

「二 企業会計はすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

他方、法的規範のレベルにおいては、まず昭和40年の改正『法人税法』において、法人税に別段の定めがあるものを除き、「当該事業年度の収益の額及び費用又は損失の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」旨の包括規定がなされた。これは後の章で



検討する。問題は『商法』計算規定である。

昭和49年（1974年）改正『商法』第32条第2項で、初めて以下の規程が盛り込まれた。

「第32条 商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為會計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス  
商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル會計慣行ヲ斟酌スベシ」（上点，引用者）。

なぜここでは、単純に「商業帳簿（会計帳簿と貸借対照表）の作成については、公正なる会計慣行に準拠すべし」という規定にならなかったのか。

あくまでもここでは、商業帳簿の作成そのものに関してではなく、その作成に関する「規定ノ解釈ニ付テ、公正なる会計慣行を「斟酌」すべきことがうたわれているにすぎない。「斟酌」という概念は、「条件などを考え合わせ、適当に取捨選択すること」を意味しているから、「準拠」とは区別される。日本商法の計算規定は、今日においてもドイツ商法のGoBを導入してはいないという考え方（長久保，1998:47-8）も当然のごとく存在するといわなければならない。

平成18年5月1日施行の『会社法』第431条は、

「株式会社の会社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」

と規定することで、こうした問題に決着をつけたように見える。しかし他方、平成18年5月1日施行の法務省令『会社計算規則』第3条は、

「この省令の用語の解釈及び規定の運用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければな

らない」(上点, 引用者)

と規定しており, 依然として「斟酌規定」は継続しているという見方もできる。

#### 4. 実務側からの商法計算規定との調整の努力

こうして明治期における「ドイツ型」商法計算規定が形成された。しかし明治26年7月の『旧商法』一部実施以降, こうした計算規定は, 当時すでに定着しつつあった「英国型」主要先行株式会社の会計報告実務との間に, 深刻な乖離現象を産み出すことになった。まさに「モザイク的」近代化の結果である。

実務の側では, まず当時の実務ではあまりなじみのなかった財産目録を作成する対応がみられた。しかし対応の深刻さは, とりわけ, 「宣言型」計算書類が商法違反となったこと, また当時の実務では, それほど一般的ではない「時価主義」が導入されたことの中にみられた。

以下, これらにつき, 当時の実務が, いかにかに商法計算規定との調整をはかったのかについて述べる。

##### 「宣言型」計算書類は商法違反

『旧商法』第200条は, 取締役が「利息又ハ配當金ノ分配案」を株主総会に提出して, その承認を得るべきことを規定している。利益金処分に関する計算書類は, あくまでも「処分案」でなければならないのである。

それゆえに, 決算の時点で, 取締役がその会計期間に生じた利益金の処分に関する会計処理をしてしまい, その結果のみを計算書類の中で表現する「宣言型」計算書類は, 明らかに商法違反となる。

「宣言型」計算書類の代表格である日本郵船株式会社の場合には, 『旧商法』の一部実施直後, 「資産負債勘定表」を「貸借対照表」に改称し, 新た

に財産目録が作成されたものの、計算書類の構造は従来のまま「宣言型」であった。その後、明治26年10月1日の事業年度から「計算書」のカテゴリに「損益勘定表」(第一)・「大修繕積立金勘定表」(第二)・「保険積立金勘定表」(第三)を含めつつ、「損益勘定表」から「利益金処分計算」の部分を除いて包括主義損益計算書とした。このことで、それまでの「宣言型」から「提示型」または「未処分型」計算書類に移行した。

王子製紙株式会社の場合には、同一部実施直後、考課状体系や用語は『旧商法』第218条に準拠することとなり、同様に「提示型」に転換した。

小野田セメント製造株式会社の場合には、同一部実施に先立つ明治24年7月から同年12月までの事業年度において、すでに「提示型」への移行がみられた。

日本生命保険株式会社の場合には、すでにふれたように、明治22年9月20日から明治30年12月31日までの第壹次総決算報告書は「宣言型」であった。しかし明治31年1月1日から明治38年12月31日までの第二回大決算報告書では同様に「宣言型」ではあるものの、利益処分については「処分案件」とする工夫が施されており、過渡的な形態であった。完全な「提示型」に移行したのは、第18回事業報告書(明治39年1月1日から同年12月31日まで)からであった(久野, 1987:217-299)。

### 時価基準への実務の対応

『旧商法』が導入した時価基準への実務の対応は、かなりの多様性をみせた。久野は重要性のある六つの事例をあげている(久野, 1987:313-321)。

第一例は、商法規定を尊重しながらも、未実現の評価損益の計上を回避した事例であり、国立銀行等にみられた。ここでは「貨幣性資産以外の諸資産につき、期末に『時価』をもって売却し同時に買戻したように取引を偽装して記載することによって、『評価損益(未実現損益)』ではなく『売却損益(実現損益)』を計上するとともに、次期繰越額を実質的に売却時価相当額とする処理がなされた。

第二例は、商法の適用除外とするため特別法ないし政令等を制定した事例であり、鉄道会社統一会計制度にみられた。明治23年3月に制定された勅令『作業及鉄道会計規則』第31条では、土地を除くその他の設備資産の評価につき、商法とは異なって「購入価格」を付すべきことが規定された。また第36条では棚卸資産につき「低価法」を採用すべきであることが定められた。ただしその後、大正8年8月の閣令第14号『地方鉄道会計規程』では、商法評価規定を尊重しつつ、有価証券について低価法を廃し時価評価が採用されることになる。

第三例は、商法実施時に不良債権の切捨てと一部資産の評価替を行った事例であり、日本郵船にみられる。

第四例は、『旧商法』実施時に、財産目録の作成に際して、法規定を遵守して貸借対照表金額とは異なる財産目録金額を用いた事例であり、小野田セメントにみられた。しかしここでは、日本郵船のような再評価は行われず、その次期の決算書では財産目録金額をすべて御破算にして、取得原価主義に復帰している。

第五例は、商法評価規定を無視した事例であり、三菱合資会社にみられた。

第六例は、公債証券の時価見積損益を計上した事例であり、日本興業銀行や日本生命にみられた。ただし両社とも、それぞれ明治37年度下半期と明治41年度以降は有価証券の評価損益を一切計上しなくなる。

このように、商法の時価基準導入に対する当時の会計実務の対応は実に多様であり、困難を極めたことが理解できるのである。

## 5. 明治期銀行会計制度の形成

### 国立銀行制度の形成と展開

日本の銀行会計制度は、米国の『国立銀行法』(National Bank Act)を模

範とした、明治5年11月15日発布の『国立銀行条例』（太政官布告第349号）及びその施行細則にあたる『国立銀行成規』から出発する。

明治期の国立銀行とは、この『国立銀行条例』に基づいて設立された私立銀行（通常の商業銀行）を意味する。

国立銀行制度創設に関する政府の当初の意図は、次のようなものであった。

「その資本の6割に相当する額の官省札を政府に納め、政府から同額の金札引換公債証書の交付をうけて、さらにこれを政府に抵当として差入れ、さらに政府から同額の銀行券の下付をうけてこれを発行するとともに、他方では資本の残余をもって本位金貨を準備して兌換に充当することとし、この機構を通じて政府発行の不換紙幣を漸次銀行兌換券に交替させるとというのが政府の意図であった」（片野、1956:4）。

しかし、第一国立銀行設立の翌明治7年頃になると、

「国内的には政府発行の不換紙幣の弊害がようやく市場にあらわれ、対外的には輸入財貨の増加とともに正貨の流出が甚しく、かくして正貨と紙幣の間の打歩は日増に増大し、これがため国立銀行が銀行券を発行すれば直ちに取付けにあう状態であったから、ついに、銀行券は市場に流通することができず、また交換の都度銀行は多大の損失をこうむることとなった。……特に横浜の第二国立銀行の場合は、ついに一片の銀行券も発行できぬ状態であった」（片野、1956:4）。

そのため、政府は明治9年8月1日に改正『国立銀行条例』を公布し、未発行の銀行券を政府に納付させ、これと政府紙幣とを交換させることとしたため、政府は先に銀行に売り渡した公債証書を再び買い戻した結果となった。

改正『国立銀行条例』は、一方で国立銀行の紙幣発行の制限を拡張しつつ、他方で正貨兌換主義を放棄するものであったため、銀行創設者側を利することとなり、翌明治10年の西南戦争もあって、全国に国立銀行が急増し、明治12年12月5日開業の第153国立銀行（京都）までその数153に及んだ。しかし不換紙幣と正貨との間の打歩の増加は著しく、その弊害のみが表面化した。

ついに政府は、画餅に帰した不換紙幣整理という当初の目的を断行するため、明治15年に日本銀行の設立を免許する。同時に翌明治16年『国立銀行条例』を再び改正し、国立銀行が有していた銀行券発行の特権を廃止し、また営業満期（最後は明治32年11月）以後の営業継続を許さない方針を示しつつ、この期を限り政府は国立銀行券の流通を差し止めた。こうした措置と翌明治17年5月の『兌換銀行条例』によって、明治18年5月以降、日本銀行が発行した兌換銀行券の信用も増し、その流通も軌道に乗ることになった。

### 普通銀行の形成

他方、普通銀行（『国立銀行条例』により設立された私立銀行〔国立銀行〕以外の私立銀行）は、明治9年に開設された三井銀行が最初である。普通銀行は、その後2～3後には200行に達したが、その法制は遅れる。ようやく『旧商法』が制定された明治23年3月から2ヶ月後当時の大蔵大臣松方正義によって『普通私立銀行条例案』が閣議に提出され、一部改正の上、元老院の議定を経て、同年8月『銀行条例』（法律第72号）として制定された。

『銀行条例』は、『旧商法』の施行延期にともない、明治26年7月1日から実施された。

また同年5月には『銀行条例施行細則』（省令第7号）が制定された。その後、明治27年/28年（1894/95年）の日清戦争後の産業興隆によって、明治29年には私立銀行数は1,000行以上に達した。またその後の政府の銀行合

併政策により、明治32年2月頃には、ついに国立銀行は、一部その名称を残すのみですべて消滅する。

その後『銀行条例』は、6回の改正を経た後、昭和2年それに替わる『銀行法』が制定されて今日に至っている。

### 『銀行条例』・『別冊報告書雛形』

『銀行条例』は、普通銀行に適用されるものであったが、その制定時期は国立銀行が営業満期になる時期と重なっていたことから、特に会計報告書に関する『銀行条例施行細則』の『別冊報告書雛形』は、その後の銀行財務諸表制度、さらには一般会社の財務諸表制度にも決定的な役割をはたした（久野，1987:262-277）。

『別冊報告書雛形』は、営業報告書、株主（又ハ社員）姓名表、資産負債表、損益表からなる。資産負債表については、本・支店別の雛形と銀行全体の雛形が示されている。他方、財産目録の雛形は示されていない。

銀行全体の資産負債表雛形は、「英米型」の借方・貸方ではなく、資産（左側）・負債（右側）という「大陸式」の符合を用いており、利益金処分前貸借対照表である。

その備考の第3番目では、以下のような興味深い記述がある。

「所有諸公債地金銀營業用地所建物等ノ見積時価ヲ計出シ然ル後チ之ヲ各自ノ勘定ニ一旦 売却セシモノ、如ク記入シ之カ売却損益ヲ現ハシ見積時価ヲ時期ニ繰越スヘシ」（上点－引用者）。

『旧商法』の時価規定との整合性を保ちつつも、ここでは未実現の評価損益ではなく、実現した売却損益を擬制して時期に繰り越すべきことが規定されている。久野は「取得原価主義……を貫こうとすれば、当然このような手続をふむことになる」（久野，1987:267）と述べている。

次に損益表雛形は、損失（左側）・利益（右側）の符合を用いており、利

益処分提示（案）型である。この雛形は、大蔵省への提出用のものであったが、同時に株主総会提出用としても商法違反にはならないことを意味していたと考えられる。

この損益表の様式と構造は、改正『銀行条例』に受け継がれ、その後永らく大正5年まで継承されることになる。

### 改正『銀行条例』・『施行細則附属雛形』

『銀行条例』は『新商法』制定の明治32年3月に改正された。また『別冊報告書雛形』に替わり『施行細則附属雛形』が新たに登場した。

ここでは、資産負債表・損益表に替わり、貸借対照表・損益計算書という名称が登場した。また財産目録雛形も示された。ただしこの財産目録は「資産」目録にすぎないものであった。

明治期における主要先行会社の報告会計実務が、英国実務の強い影響の下に形成されてきたことは、繰り返し述べられた。こうした実務になじみのない大陸式財産目録の商法計算規定における作成要求は、実務界をなやませた。その意味でも、一般会社に関する計算書類雛形が商法計算規定に示されなかった当時、この銀行会計雛形が実務界に与えた影響は計り知れなかったであろう。

「わが国の株式会社が商法規定により調製した財産目録は、殆どの場合が資産目録であった。……いうまでもなく、本来の『財産目録』は、実地調査に基づく総財産（資産・負債）の具体的で明確な報告でなければならぬ」（久野, 1987:277）。



## 6. 官庁会計制度の形成と展開

### 明治期官庁会計制度の時代区分

明治期の官庁会計制度を、簿記組織の観点からみた場合には、次の四つの時期に区分される（久野, 1958:4）。

第一期（明治元年から明治8年迄） 官庁簿記制度の創設期

第二期（明治8年から明治11年迄） 大蔵省を中心とした複式官庁簿記法の経験期

第三期（明治12年から明治22年迄） 複式官庁簿記組織の発展期

第四期（明治23年以降） 国庫出納関係帳簿の一部を除き、複式官庁簿記組織の廃止期

以下、それぞれの期について、簡単に整理することにする。

#### 官庁簿記制度の創設期

明治新政府の官庁会計制度は、明治6年6月に政府が公布した『歳入出見込会計表』（太政官番外達）から出発する。ここでは一歳期の収支概要が明らかにされ、日本の歳計予算の基礎が確立された。

次に同年12月制定の『金穀出納順序』によって、初めての国庫収支（金穀収支）に関する統一的法規と金穀出納手続に関する出納勘定帳簿の種類と記帳法が定められた。またこれらは、明治8年7月14日の『出納寮金穀出納計算条例』および『計算条例』の制定によって一層明確なものとなった。

#### 複式官庁簿記法の経験期

大蔵省は、明治4年6月に大蔵省大阪造幣寮勘定役として雇用した御雇い外国（ポルトガル）人ブラガ（Braga）<sup>3)</sup>に大蔵本省で複式簿記法の講習

を命じ、明治8年11月には、全官庁に複式簿記法を採用・普及させるための手始めとして、各省庁で実践されていた金穀出納簿記法を複式に改めることとし、省内に「簿記法改正掛」を設置し、またその旨を太政官に申請するとともにその決済を得た。以後の数期間は、複式官庁簿記法の経験期である。また、明治9年頃には、陸軍鎮台所属会計部等ですでに「複記式」簿記組織が採用されていた（久野, 1958:31-36）といわれる。

### 複式官庁簿記組織の導入

明治11年11月には、同年9月の太政官達第42号に基づく大蔵省通達『計算簿記条例』が各省庁に通達され、この通牒に基づいて各省庁は従来からの出納計算に「複式簿記組織」を導入することとなった。同『条例』第23条で規定された主要帳簿は「現金受払簿」・「日記簿」・「原簿」・「予算簿」の四冊である。また明治9年の大蔵省達第7号『簿記計算上使用ノ垂刺比垂数字書体ノ件』でアラビア数字の使用が命達されていたが、同『条例』第3条で改めてその採用が規定された。

「現金受払簿」は、左側（借方）を「受」・右側（貸方）を「払」とする現金出納帳であり、その借方残高は「原簿」の現金勘定借方残高と符合する。

「日記簿」は、「仕訳日記帳」に相当するものであり、仕訳記帳を行う勘定分解記録簿としての機能を有する。

「原簿」は、「日記簿」から毎日転記を行う残高式の「総勘定元帳」に相当するものであり、取引の勘定分類記録簿としての機能を有する。

「予算簿」は、「収入予算簿」と「諸経費予算簿」に分かれるが、ここでは貸借複記式の記帳方式は採用されていない。

その後、明治14年4月には『会計法』が制定された。また翌15年8月大蔵省から出された改正通達と別冊『改正記簿組織例言』により「複式法」の構想は一層強固なものとなった。

すなわちそれまでは、「予算簿」が別に設けられていたので、予算収支記

録と実際収支記録は、それぞれ「予算簿」と「日記帳」・「原簿」とで別個に記帳される仕組みになっていた。この改正で「予算簿」が廃止され、『例言』の冒頭で、各種の帳簿ではすべて予算額を基礎として実際の実際の収支を記帳すべきことが規定され、予算制度と複式簿記法が直結されることになった（久野, 1958:46-49）のである。

当時の欧米でもこうした「予算複式制」は採用されておらず、米国地方自治体でもこれに類した「基金予算会計」が普及したのはようやく1930年代以後のことであった。「当時の大蔵相当局者のすぐれた見識とその努力は、高く評価されてよい」（久野, 1958:89）。

### 一部を除く複式簿記組織の廃止

明治22年2月に至り、政府は統一した会計法規を完備するために、『帝国憲法』発布と日を同じくして『会計法』（法律第4号）を、次いで同年5月『会計規則』（勅令第60号）をそれぞれ発布し、翌明治23年から施行することとした。

ここでは、国庫出納関係帳簿の一部を除いて、複式簿記組織が廃止されることとなった。

明治22年5月の『会計検査院法』の制定に伴う監督制度の確立と相まって、官庁会計制度は新たな段階に入ることになったのである。

すなわち明治23年以後は、歳入・歳出の各種目にわたり予算とその執行につき収支の金額を整理記入する「科目整理」の簿記と、政府に対する債権者に支払う現金や納税者から収納する現金を整理記入する「現金整理」の簿記とが、明確に区別された。前者は各省庁で遂行される簿記であり、後者は各金庫・出納官吏・国庫金出納に関する大蔵省等で遂行される簿記である。

そして「科目整理」に関する簿記については、貸借複記式の方法によらず、予算額・執行額および残額を各種目に区別して記入することとされた。他方、出納官吏の備える帳簿を除く「現金整理」に関する簿記のみについ

ては、「現金出納日記簿」と「国庫原簿」が設けられ、国庫金の収支を貸借複記式で記帳することとされたのである（久野，1958:100-101,155）。

## 7. むすび

こうして、明治期における商法を中心とする計算規定が形成された。そこには、当時の主要先行会社の英国型会計報告実践の実情をほとんど無視した法制が確立され、実務との間に深刻な軋轢を産み出すこととなった。

もっともすでにふれたように、そこには多少の「英国型」と「大陸型」との交渉があった可能性もみられるが、実証的な観点からはまだ明確な交渉の過程は解明されていない。

こうした実務側からの法制への調整過程においては、『銀行条例』や『同施行細則附属雛形』が多いに参照されたと想われるが、銀行ではない一般会社の財務諸表雛形の登場が待たれることとなった。これらは、次章で述べる『商工省準則』において初めて保障されることになるのである。

### 注

- 1) Karl Friedrich Hermann Roeslerは、明治11年12月から「御雇い外国人」として、外務省の法律学（特に公法）顧問として勤務していたが、明治14年7月（当時46歳）から太政官へ雇換となる。年給は貿易銀で7,200枚または紙幣で7,200円、その他、時折（ただし商法起草従事中は毎月）別手当として1ヶ月100円が支給された。明治17年12月以後は、年10,800円に昇給した（ユネスコ東アジア文化研究センター編，1975:466-467）。最後は月給900円であったわけで、日本の太政大臣と同等またはそれ以上の待遇であった。
- 2) Gustave Emile Boissonade de Fontarabie は、ツールーズ法律博士社員・パリ府法律大学校教師補の経歴を有し、明治6年11月から明治15年11月まで司法省法学校や帝国大学法学部教師を務め、また太政官で民法の編纂にあたった。月給金銀200円に加え通貨700円、明治9年11月以降は外に手当200円という好待遇であった。
- 3) Vicente Emilio Bragaは、明治4年6月から明治11年7月まで、大阪造幣寮や大蔵省等で、記簿法教導にあたった。月給200ドル、明治8年12月からは400

円程度の待遇であった。Bragaは、明治3年2月造幣首長として日本に招致されたもと香港造幣局長の英国人William Kinder（御雇い外国人の中で最高給待遇）の下で簿記方を努めており、その関係で推挙されたといわれる。

### 参考文献

- 安藤英義（1980）「初期商法に於ける『計算書』の系譜—損益計算書の先駆—」『一橋論叢』第83巻第1号
- 千葉準一（1987a）「19世紀英国会社会計制度と我国初期財務報告制度への投影（一）、（二完）」『會計』第131巻第2号，第3号
- Chiba, Junichi（1987b）‘British Company Accounting 1844-1885 and its Influence on the Modernisation of Japanese Financial Accounting’，東京都立大学『経済と経済学』第60号
- 千葉準一（1991）『英国近代会計制度』中央経済社
- 久野秀男（1958）『官庁簿記制度論』税務経理協会
- 久野秀男（1965）『株式会社 財務諸表論』同文館
- 久野秀男（1968）『銀行会計原理』法政大学出版局
- 久野秀男（1976）『新版 財務諸表制度論』同文館
- 久野秀男（1987）『わが国財務諸表制度生成史の研究』学習院大学研究叢書15，学習院大学
- 久野秀男（1992）『会計制度史比較研究』学習院大学研究叢書25，学習院大学
- 片野一郎（1956）『日本・銀行簿記精説』中央経済社
- 片野一郎（1968）『日本財務諸表制度の展開』同文館
- 片野一郎（1977）『日本・銀行会計制度史』同文館
- 長久保如玄（1998）『制度会計学の基本問題』森山書店
- 長久保如玄（2000）「明治23年商法（計算規定）とロエスレル第二草案」『會計』第158巻第3号
- 大隅健一郎（1957）『商法総則』法律学全集27，有斐閣
- 岡田誠一（1931）「貸借対照表なる語の出所に就て」『會計』第 巻第6号
- H.Roesler（1884）*Entwurf eines Handels-Gesetzbuches fur Japan mit Commentar*，Tokio（司法省訳『ロエスレル氏寄稿商法草案』司法省，1884年）
- 高寺貞男（1974）『明治減価償却史の研究』未来社
- 高寺貞男（1967）『「貸借対照表」導入期におけるイギリス式と大陸式の接合』『経営史学』第2巻第2号
- ユネスコ東アジア文化研究センター編（1975）『資料 御雇外国人』小学館